

9/15

平成11年(1999年)
No.702

むこう

広報

◎向日市民憲章◎

- 1 住みよいまちを力を合わせてつくりましょう
- 1 きれいな緑と水と空を守りましょう
- 1 働くよこごとと心のふれあいを大切にしましょう
- 1 すぐれた教育と文化を育てましょう
- 1 明るいくらしと福祉のまちをきずきましょう

●向日市役所(〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20)

●編集 秘書広報課

●電話 075(931)1111



▲災害支援物資を運び込む
福井県敦賀市防災職員



他市からの 応援は心強い

相互援助協定市である福井県敦賀市から、総合防災訓練に合わせて、援助物資が届けられました。

この協定は、大規模な災害が発生したとき、被害の及ばない遠隔地の自治体同志が非常用物資を相互に援助し合うもので、平成7年から敦賀市をはじめ7市と締結しています。

訓練に参加した敦賀市の片山さんは「相互援助協定は、それぞれの市も、もしもの時に心強く考えています」と語っていました。



“まさか”に備えて 総合防災訓練を実施



▲京都府警察航空隊による
救助活動も披露された

迫力ある救助作業に 会場から大きな歓声が

校舎屋上に残り残された被災者を救助する想定で、京都府警察航空隊の隊員がヘリコプターによる救助訓練を行いました。

ヘリからスリングという救助用具を下ろし、被災者の身体を固定し吊り上げていく訓練内容で、会場にいた見学者から大きな歓声があがっていました。



西山断層系を震源地とする震度7の地震が起こったという想定で、9月4日、第5向陽小学校で総合防災訓練を行いました。

本番さながらの訓練に、参加した市民も真剣な表情で取り組んでいました。



配備完了 災害用造水機



▲森本地区浸水排除対策協議会の皆さんが造水機の配備を祝う

森本地区浸水排除対策協議会では、東部防災センターに、9月1日災害時用の小型造水機を配備されました。地震などの災害で水道の供給が止まった時、川などの水をろ過殺菌し、安全な飲料水に変えることができるものです。

備えあれば憂いなし 防火防災用器具設置補助金制度

町内会などで防火防災用器具(消火器設置補助と同様)を設置した場合、かかった費用の2分の1を市が補助します。

■補助の対象となる器具 大バール、大ハンマー、のこぎり、掛矢、スコップ、一輪車、自動車用ジャッキ、ロープ、懐中電灯、ビニールシート、ヘルメット、携帯拡声器など

■お問い合わせ 消防本部総務予防課 ☎934-0119

防災に関するお問い合わせ
環境対策課防災係
931-1111 内線235

いざというとき 落ち着いて 行動できますか



地震の被害を最小限に抑えるには、何といても一人ひとりの行動が決め手です。

地震に対する備えをしたあとは、実際に地震が起きたときの行動に即した、“地震の心得10か条”を覚えておきましょう。

まず、わが身の安全を図ろう

大きな揺れは、一分程度でおさまります。テーブルや机など丈夫な家具の下で、頭を保護するようにしましょう。

素早く火の始末を

“グラッ”きたら、必ずコンロなどの火を消すようにしましょう。火事さえ起きなければ、被害はそれほど大きくなりません。

非常脱出口を確保する

特に、マンションやコンクリート建ての家は、振動で扉がゆがみ開かなくなることがあります。窓や扉を開けるようにしましょう。

火が出たら、まず消火

出火したら、消火器やバケツなどでボヤのうちに消し止めましょう。また、近所に声をかけ、協力して初期消火をしてください。

慌てて外に飛び出さないように

慌てて外に飛び出すのは危険です。かわらやガラスなどが落ちてくる可能性があります。周りの状況をよく見て行動しましょう。

狭い路地や塀際、がけや川へりに近付かないようにブロック塀が倒れたり、地盤がゆるんで崩れやすくなったりしています。避難するときは、このような場所には近寄らないようにしてください。

山崩れ、がけ崩れ、津波に注意する

地震で起きる火事や津波などの二次災害は、とても恐ろしいものです。役所や警察、消防署の注意を聞き、安全な場所に避難しましょう。

避難は徒歩で、持ち物は最小限に

自動車を運転することは、停滞を引き起こし、消火活動や救急救護活動の妨げになります。避難は徒歩で、荷物は必要なものだけにしてください。

みんなが協力し合って、応急救護を

災害のときは、お互いに協力をしなければなりません。軽いけがは、みんなで応急の処置をしましょう。

正しい情報をつかみ、余震を恐れないように災害で混乱をしているときは、誤った情報にまどわされやすくなります。役所や警察、消防署などの支持に従い冷静に行動しましょう。